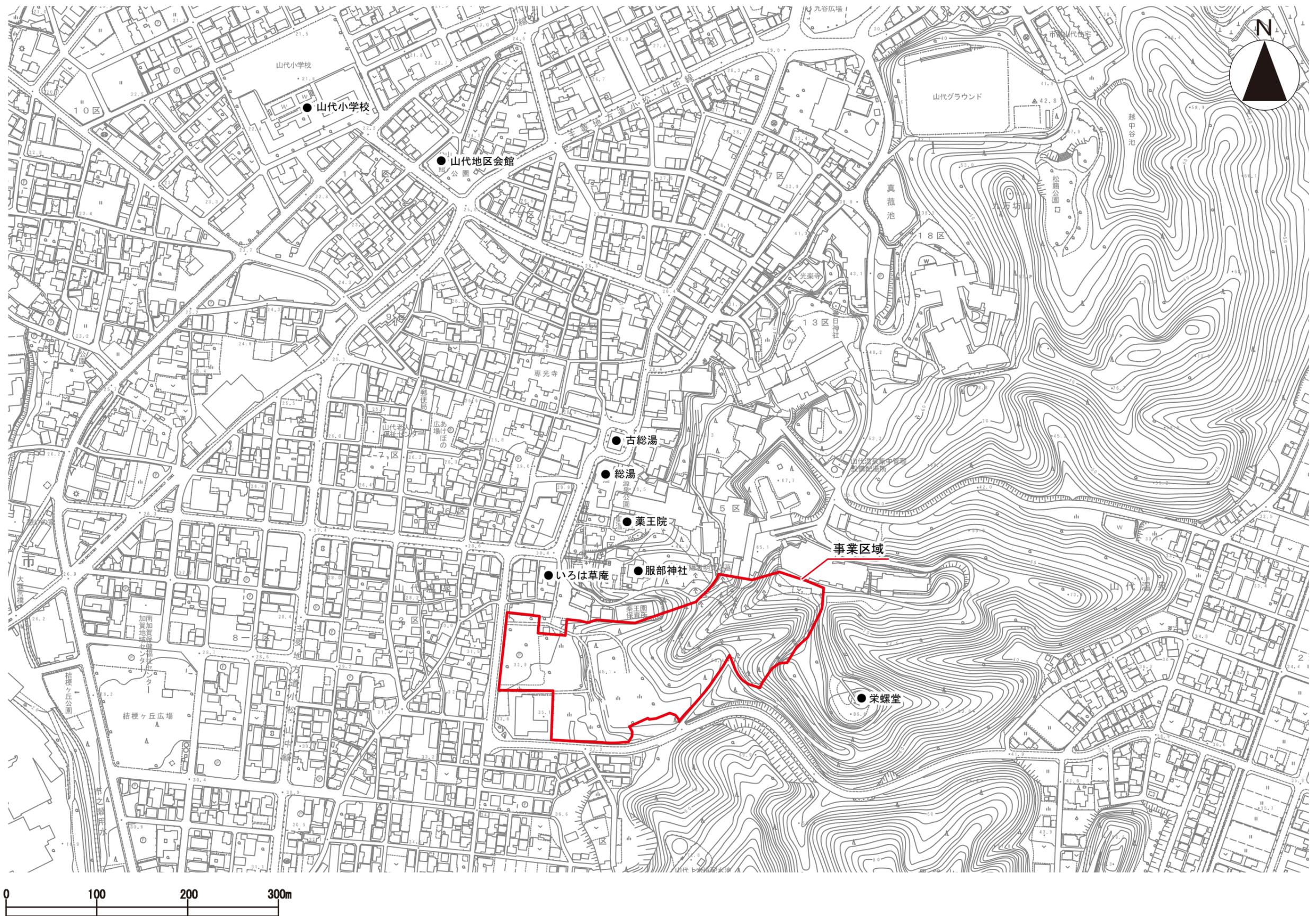
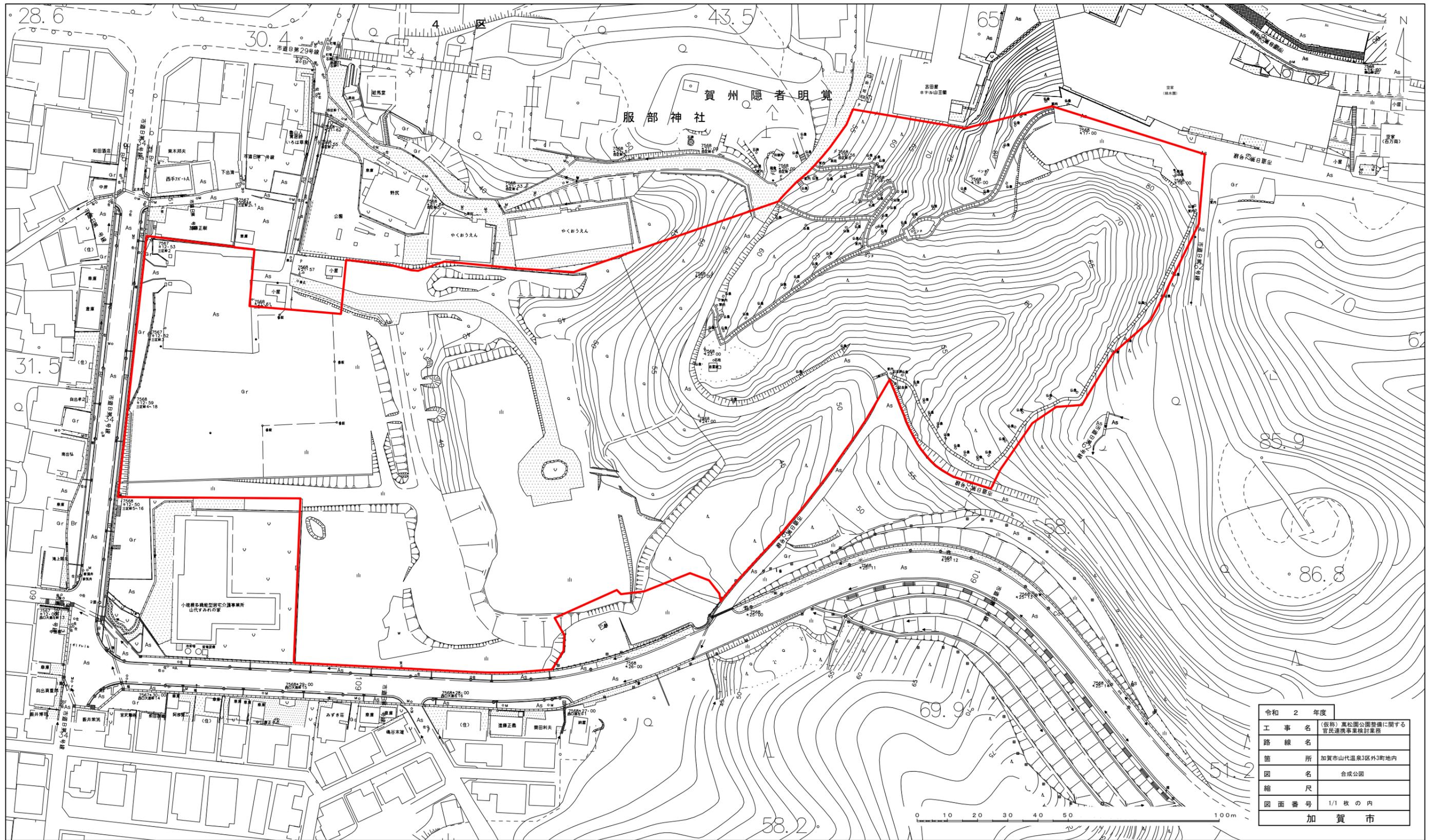


参考資料 1 (位置図)



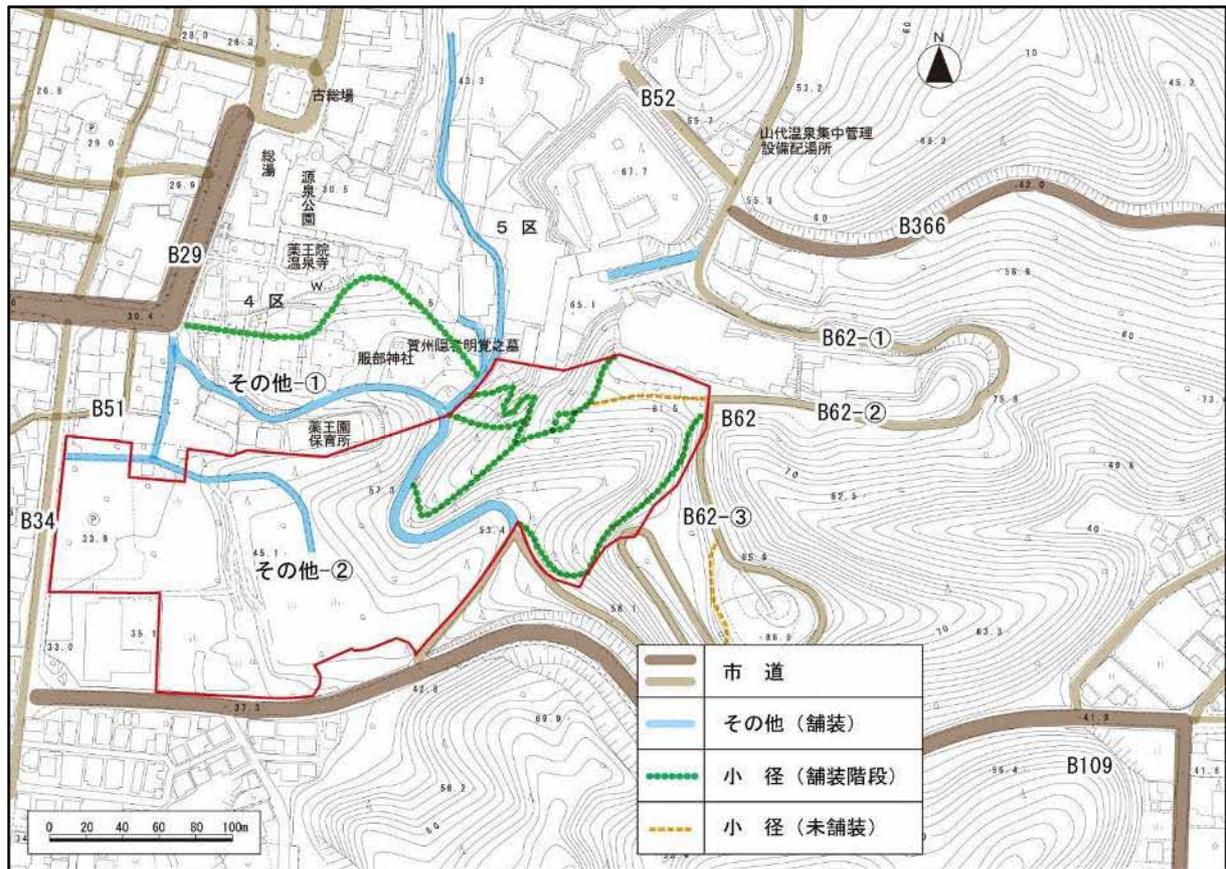
参考資料 2 (事業区域図)



令和 2 年度	(仮称) 葛松園公園整備に関する 官民連携事業検討業務
工事名	
路線名	
箇所	加賀市山代温泉3区外3町地内
園名	合成公園
縮尺	
図面番号	1/1 枚の内
加賀市	

参考資料 3 (接面道路)

名称	位置	場所	現況
市道 B34	西側	接面	舗装道路
市道 B109	南側	接面	〃
市道 B366	北側	接面	〃
市道 B62	中央部	計画地内	〃

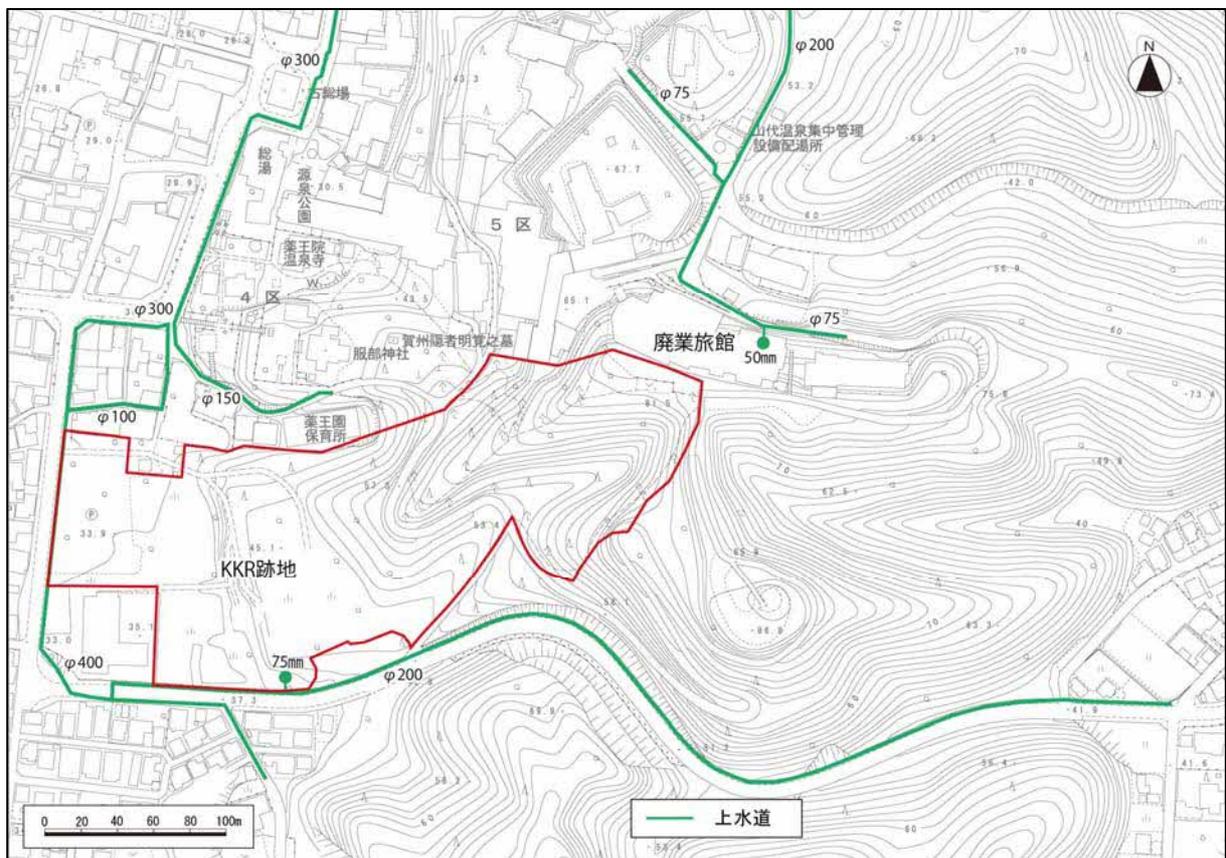


計画区域周辺の接面道路等の状況

参考資料 4 (供給処理施設)

供給処理施設

区分	内容
上水	・ KKR跡地の南側界面道路に 75 mmの量水器がある。
下水	・ KKR跡地の西側界面道路の北端に公共枿がある。
都市ガス	・ 計画区域にはない
電力	・ KKR跡地の西側・北側界面道路に電柱及び架線ルートがある。 ・ 計画区域の中央部を南北に縦断する電柱及び架線ルートがある。

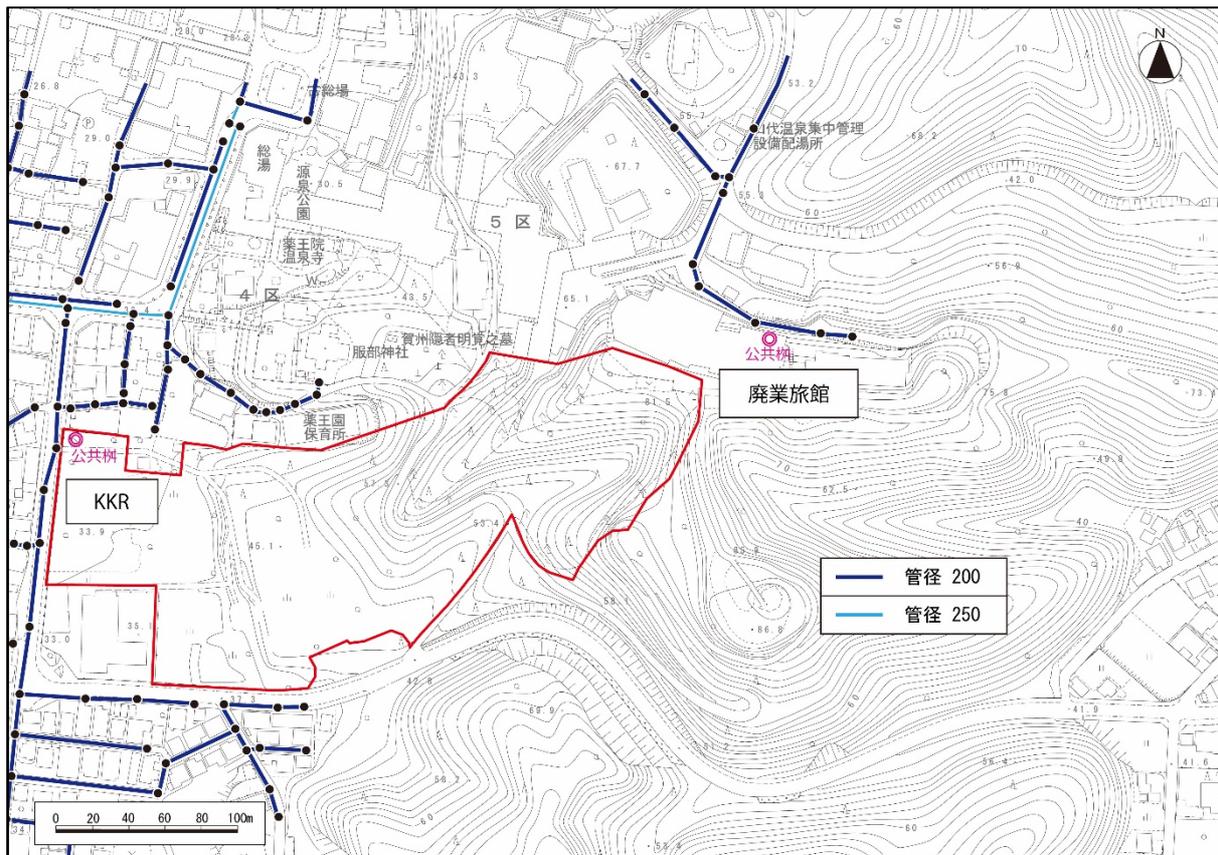


計画区域周辺の上水道本管位置図

資料：上水道台帳施設管理平面図

KKR跡地



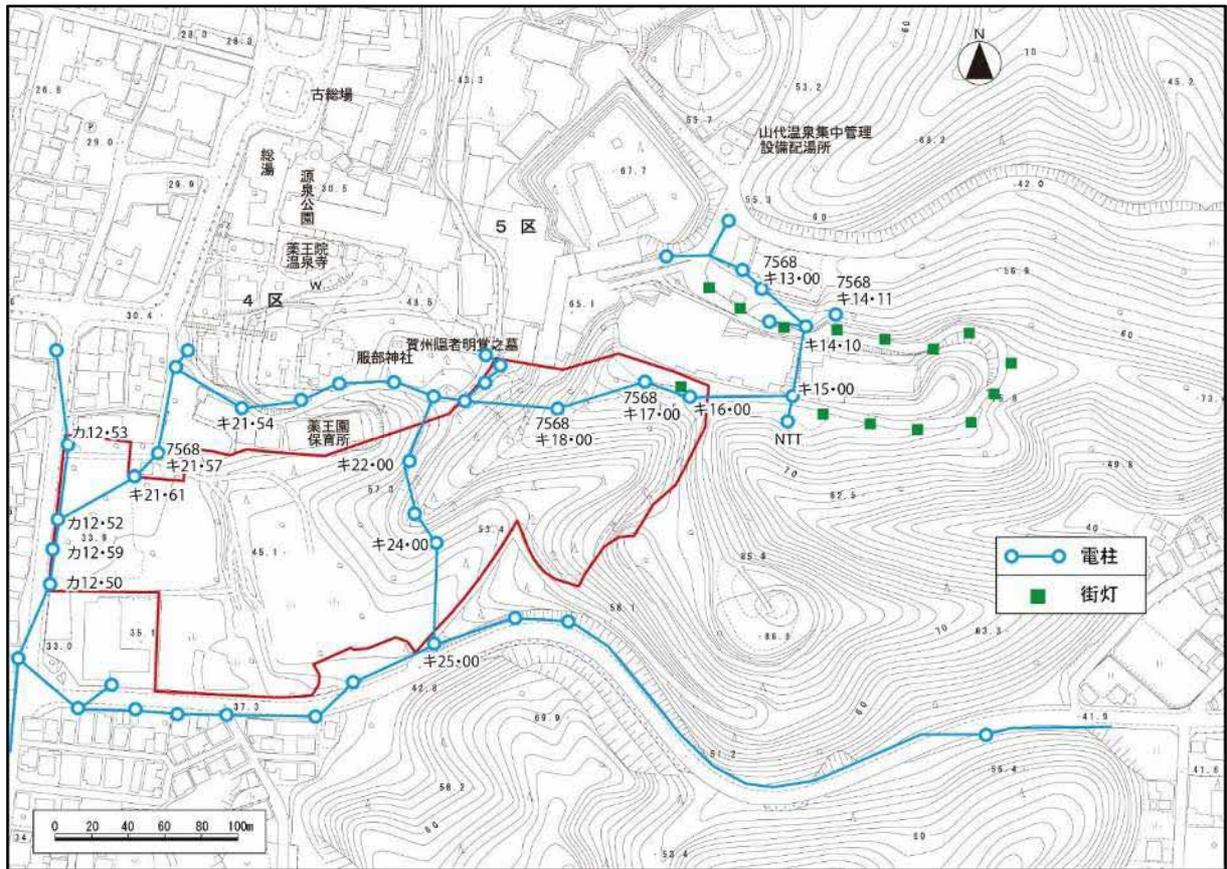


計画区域周辺の下水道本管位置図

資料：下水道台帳施設管理平面図

KKR





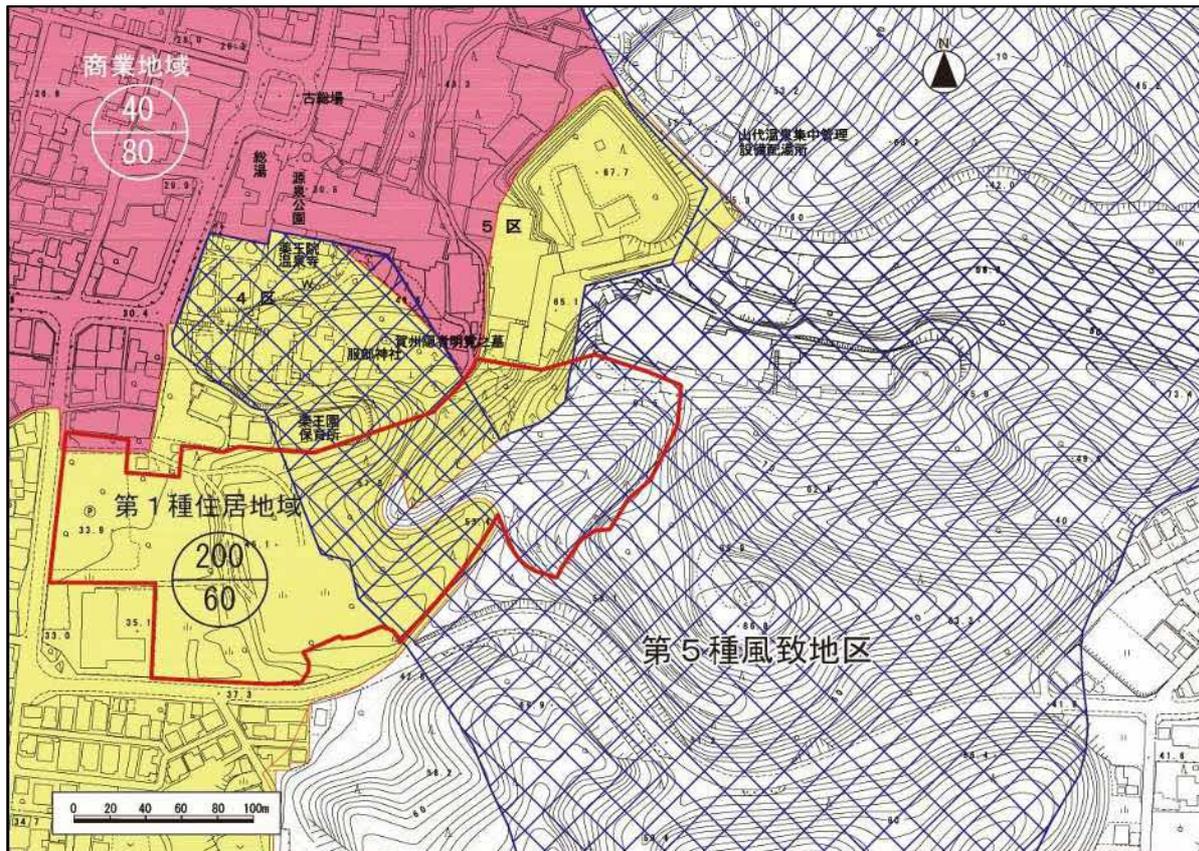
計画区域周辺の電柱・電線類位置図

資料：現地踏査

参考資料5 (法令上の制限)

(都市計画関係)

区域	項目	内容
用途地域・建ぺい率・容積率等	都市計画区域	区域内(非線引)
	用途地域	第1種住居地域、白地地域
	建ぺい率	60%、60%
	容積率	200%、200%
防火・準防火	防火地域	指定なし
高度地区	高度制限	—
その他	地域地区	風致地区(第5種)
	土地区画整理事業	進行中なし
	都市計画道路	区域なし
	その他都市施設	指定なし
	地区計画/協定区域	指定なし

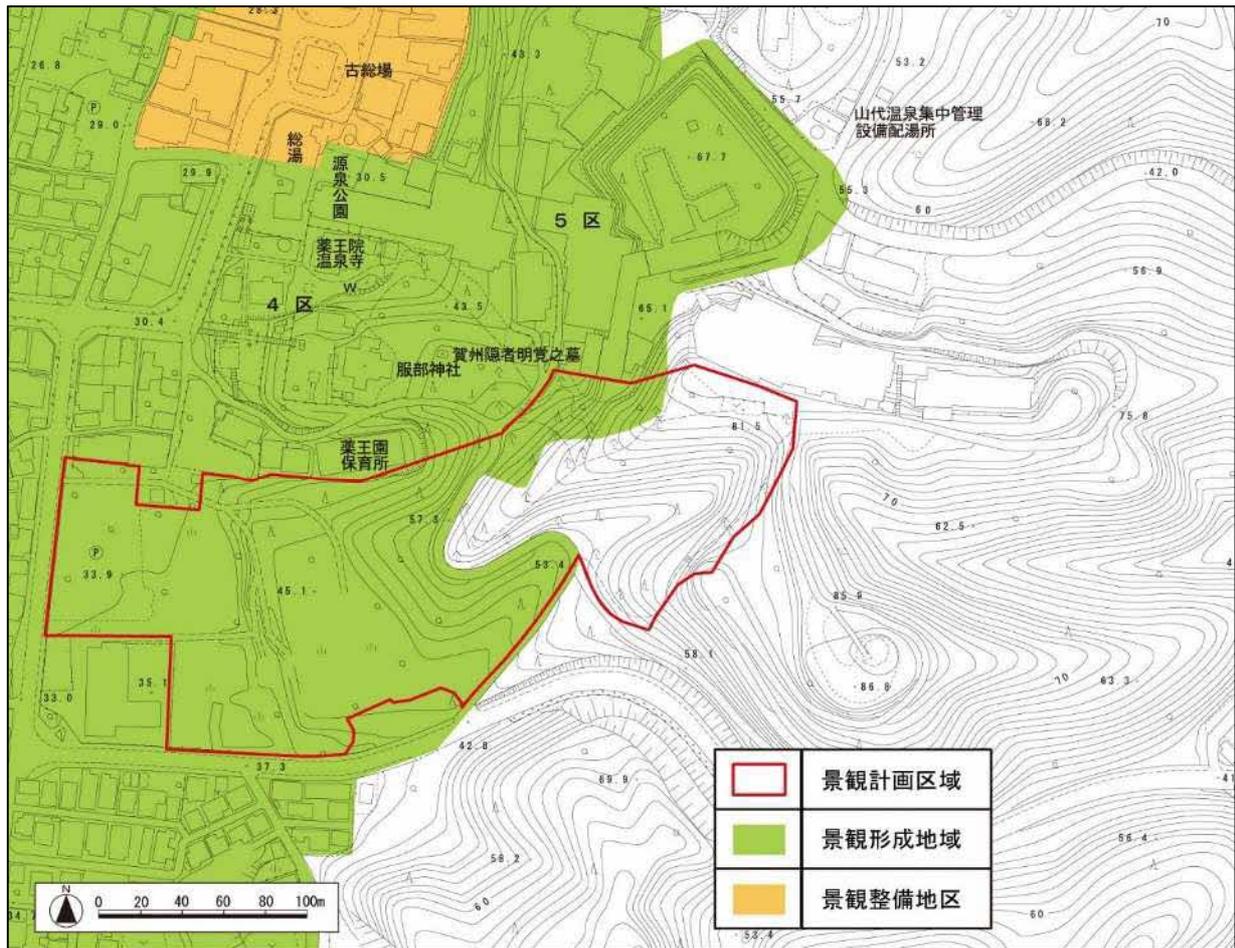


計画区域周辺の都市計画図

資料：都市計画図

(景観政策関係)

区分	名称	内容	対象
景観計画	景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域を対象 ・景観に大きな影響を与える可能性のある大規模な行為のみを対象 ・緩やかな景観誘導を行う区域 	一部、対象
	景観形成区域	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な地域を対象 (主要幹線道路沿道・鉄道沿線・河川沿線・大聖寺地区・片山津温泉・山代温泉・山中温泉・加賀温泉駅) ・景観にある程度影響を与える可能性のある行為を対象 ・緩やかな景観誘導を行う地域 ・眺望点の設定などにより随時区域拡大に対応 	一部、対象
	景観整備地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の景観形成に対する意識の高まりに応じて、市民自らが対象地域を設定 ・全ての行為を対象 ・きめ細やかな景観誘導を市民自ら設定し、良好な景観形成に努める地区 	対象外

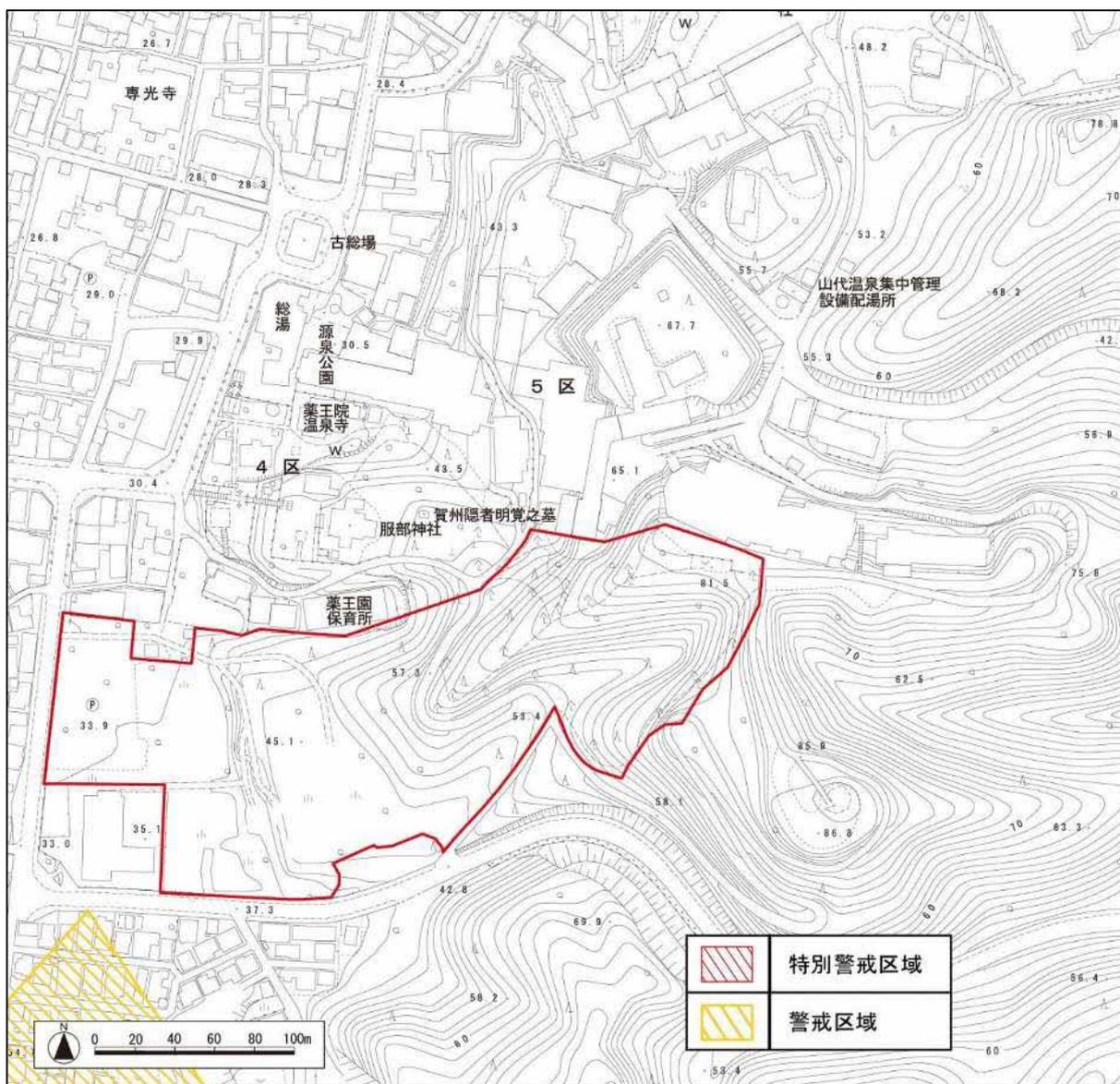


計画区域周辺の景観計画区域指定

(防災関係)

区分	項目	内容
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	1箇所（北側付近）
	特別警戒区域	1箇所（北側付近）
砂防三法	急傾斜地崩壊危険区域	〃
	地すべり防止区域	〃
	砂防指定地	〃
水防法	津波浸水想定区域	〃

資料：石川県土砂災害情報システム SABO アイ



計画区域周辺の土砂災害警戒区域・特別警戒区域等

資料：石川県土砂災害情報システム SABO アイ

(その他)

区分	項目	内容	関係機関
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	指定あり	加賀市文化振興課
河川法	河川区域	指定なし	加賀市土木課
農振法	農用地区域	指定なし	加賀市農林水産課
森林法	保安林	指定なし	南加賀農林総合事務所
水質汚濁防止法	特定施設	特になし	南加賀保健福祉センター
土壌汚染対策法	要措置区域等	特になし	〃

(埋蔵文化財包蔵地)

名称	現状	立地	種別	時代
薬王院中世墳墓	その他	丘陵	その他の墓	中世
薬王院裏遺跡	その他	丘陵	散布地	古代

資料：いしかわ文化財ナビ



計画区域周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

参考資料 6 (雨水排水協議)

1. 基準

(仮称) 萬松園公園の整備は、開発面積が1ヘクタール以上の規模となるため、「雨水排水協議基準」(昭和49年11月5日 知事決裁)に準拠するものとする。

2. 計画基準

洪水ピーク流量は、合理式(ラショナル式)によるものとする。

$$\text{洪水ピーク流量} \quad Q_p = \frac{1}{360} f \cdot r \cdot A$$

Q_p ……洪水のピーク流量 (m^3/sec)

f ……流出係数

r ……洪水到達時間内平均降雨強度 (mm/hr)

A ……流域面積 (ha)

$$\text{必要調整容量} \quad V = (r_i - r_c/2) \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot 1/6$$

V ……必要調整容量 (m^3)

f ……開発後の流出係数

A ……調整池の流域面積 (ha)

r_c ……調整池下流懸案地点の流下能力に対する降雨強度 (mm/hr)

r_i ……確率降雨強度曲線上の任意の継続時間に対する降雨強度 (mm/hr)

t_i ……任意の継続時間 (分)

流出係数

- ・以下の数値を採用する。

開発行為・土地区画整理事業において標準値以外の流出係数を利用する際の数値（案）

土地利用	採用値	適用	出展
調整池	1.00	・調整池に適用する	・河川砂防技術基準（調査編） 水面
道路	0.85	・未舗装であっても将来の舗装を見込み適用する ・透水舗装であっても機能低減を見込み適用する	・河川砂防技術基準（調査編） 道路
住宅地	0.80	・将来にわたって住宅地として利用が見込まれる まとまりを持った区画に適用する ・商用、公用目的で床面積が 1000m ² を超える建物 および一体のものとして利用される区域には適用 しない ・私道を含む道路は 0.85 とする	・河川砂防技術基準（調査編） 敷地内の間地が非常に少ない 地域や類似の住宅地域
勾配の急な山地	0.80	・勾配の緩い山地以外（中新世以前） （旧尾口村より山間部等に分布しており利用頻度 少）	・石川県雨水排水協議基準 勾配の急な山地
勾配の緩い山地	0.75	・三紀世以後の山地 ・造成法面（道路法面含む）	・石川県雨水排水協議基準 三紀層山丘
起伏のある土地 及び樹林	0.65	・ゴルフ場や丘陵地の公園など起伏のある区域 ・開発を行わない土地で樹木の繁茂が期待できる区 域	・石川県雨水排水協議基準 起伏のある土地及び樹林
間地・公園・耕地	0.55	・法律や地区計画に定めのある大部分が未舗装の区 域に適用 ・公園等公的管理で将来にわたって開発されない区 域に適用 ・公園は大部分が未舗装のものに適用する ・耕地は原則将来開発されるものとし、適用しないこ ととする	・石川県雨水排水協議基準 平坦な耕地
上表以外	0.90	・上表に当てはまらない流出係数の 高い利用が見込まれる土地に適用する	・石川県雨水排水協議基準 造成区域の標準値

降雨強度式

- ・降雨確率年は、石川県の指導に基づき「50年（恒久調整池）」とする。
- ・降雨強度式は、開発区域に近似する「金沢地区」を適用する。

降雨資料

確率降雨強度式

(1) 金 沢

$$2\text{年確率} \quad r = \frac{3,887}{t+44}, \quad (t \leq 104), \quad r = \frac{4,803}{t+79}, \quad (t \geq 105)$$

$$5\text{年} \quad r = \frac{4,900}{t+37}, \quad (t \leq 111), \quad r = \frac{6,347}{t+81}, \quad (t \geq 112)$$

$$10\text{年} \quad r = \frac{5,633}{t-33}, \quad (t \leq 116), \quad r = \frac{7,325}{t+78}, \quad (t > 117)$$

$$30\text{年} \quad r = \frac{6,732}{t+29}, \quad (t \leq 113), \quad r = \frac{8,760}{t+72}, \quad (t \geq 114)$$

$$50\text{年} \quad r = \frac{7,205}{t+28}, \quad (t \leq 117), \quad r = \frac{9,390}{t+72}, \quad (t \geq 118)$$

$$100\text{年} \quad r = \frac{7,879}{t+27}, \quad (t \leq 116), \quad r = \frac{10,352}{t+72}, \quad (t \geq 117)$$

(2) 輪 島

$$2\text{年確率} \quad r = \frac{3,276}{t+33}, \quad (t \leq 109), \quad r = \frac{5,618}{t+135}, \quad (t \geq 110)$$

$$5\text{年} \quad r = \frac{4,524}{t+33}, \quad (t \leq 104), \quad r = \frac{8,702}{t+160}, \quad (t \geq 105)$$

$$10\text{年} \quad r = \frac{5,373}{t+34}, \quad (t \leq 101), \quad r = \frac{10,534}{t+164}, \quad (t \geq 102)$$

$$30\text{年} \quad r = \frac{6,772}{t+34}, \quad (t \leq 94), \quad r = \frac{13,905}{t+169}, \quad (t \geq 95)$$

$$50\text{年} \quad r = \frac{7,827}{t+39}, \quad (t \leq 97), \quad r = \frac{15,539}{t+173}, \quad (t \geq 98)$$

$$100\text{年} \quad r = \frac{8,801}{t+40}, \quad (t \leq 98), \quad r = \frac{17,370}{t+175}, \quad (t \geq 99)$$

県内各地点の確率日雨量

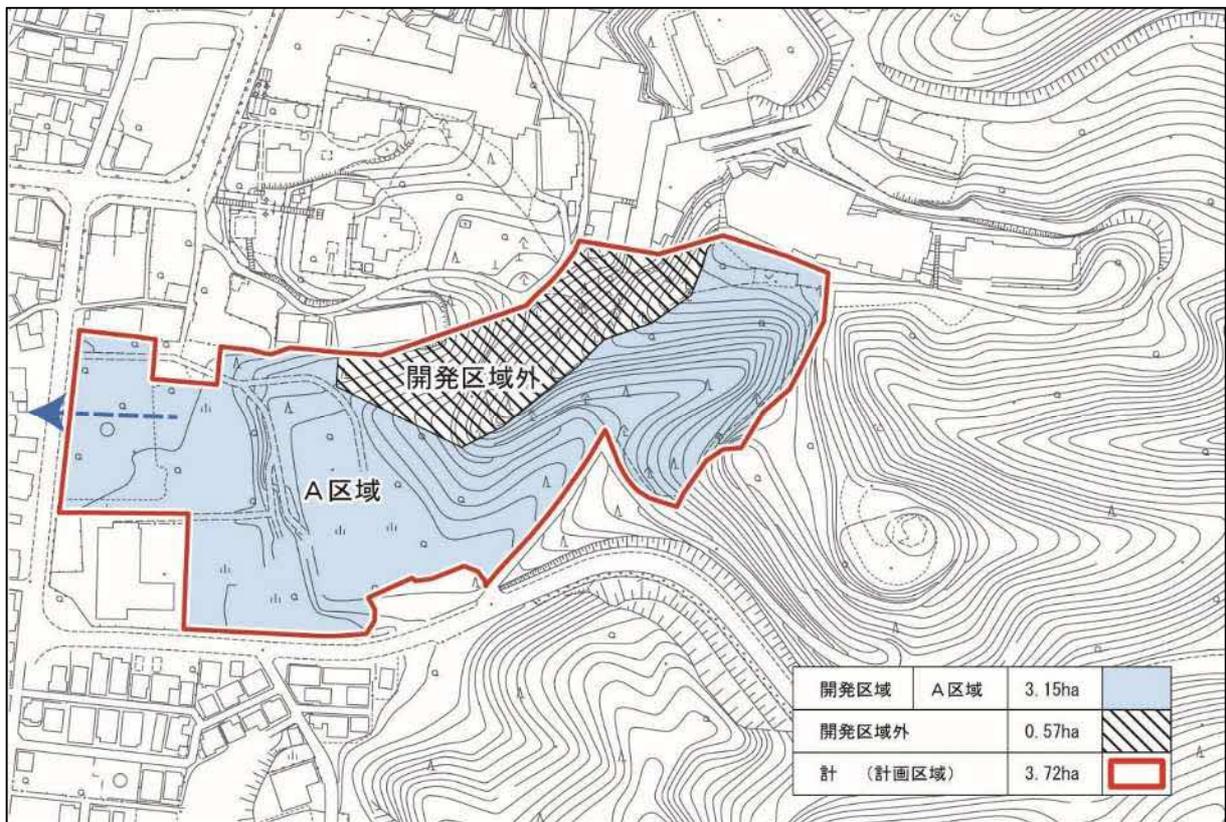
(9 : 00→9 : 00)

地 区	1/2	1/5	1/10	1/20	1/30	1/50	1/80	1/100
大聖寺	98.1	128.1	146.2	162.5	171.5	182.5	192.3	196.8
九 谷	103.6	141.4	172.7	207.4	229.5	259.3	289.0	303.8
小 松	83.3	106.6	120.9	134.1	141.4	150.4	158.5	162.3
大 杉	100.0	140.1	174.6	219.3	239.4	274.2	309.3	327.0
新 保	122.2	180.3	221.8	263.7	288.7	320.9	351.2	366.0
白 峰	110.4	150.1	182.9	219.2	242.2	273.4	304.3	319.7
女 原	111.7	154.5	184.5	214.4	232.1	254.8	276.0	286.3
中 宮	107.9	153.7	185.8	217.9	236.9	261.2	284.0	295.0
鳥 越	105.1	136.0	155.1	172.7	182.6	194.7	205.6	210.7
内 尾	115.3	158.0	187.8	217.4	234.8	257.1	277.9	288.0
美 川	91.8	116.9	130.3	141.5	147.4	154.4	160.3	163.0
金 沢	93.5	119.6	136.6	152.8	162.0	173.6	184.2	189.3
湯 涌	88.4	116.3	135.6	154.8	166.2	180.8	194.5	201.2
宇ノ気	80.1	107.3	128.0	149.7	163.0	180.5	197.3	205.5
羽 咋	81.9	110.9	132.6	155.0	168.6	186.4	203.5	211.8
七 尾	88.0	104.7	123.9	150.1	169.4	198.6	230.9	248.3
向 田	80.6	96.3	112.9	134.4	149.6	171.9	196.0	208.6
富 来	78.4	100.8	117.8	135.5	146.3	160.5	174.2	180.9
門 前	78.9	100.7	122.9	151.3	171.1	200.0	230.7	246.8
三 井	85.8	119.0	143.4	168.3	183.4	202.9	221.5	230.6
輪 島	96.6	127.6	147.8	167.0	178.0	191.7	204.3	210.3
柳 田	87.0	117.7	138.2	158.0	169.5	184.0	197.4	203.8
宇出津	78.7	108.8	132.6	158.4	174.5	195.9	216.9	227.3
飯 田	86.0	110.1	130.8	154.3	169.5	190.3	211.1	221.6
(石動)	83.2	116.9	142.3	168.7	184.8	205.8	226.0	235.9

(注) 石原、高瀬法による確率処理

3. 計画区域及び開発区域の設定

- ・事前協議により、計画区域及び開発区域は、以下のとおりである。



4. 石川県河川課打合せ協議メモ

[担当メモ]

河川課打合せ協議メモ

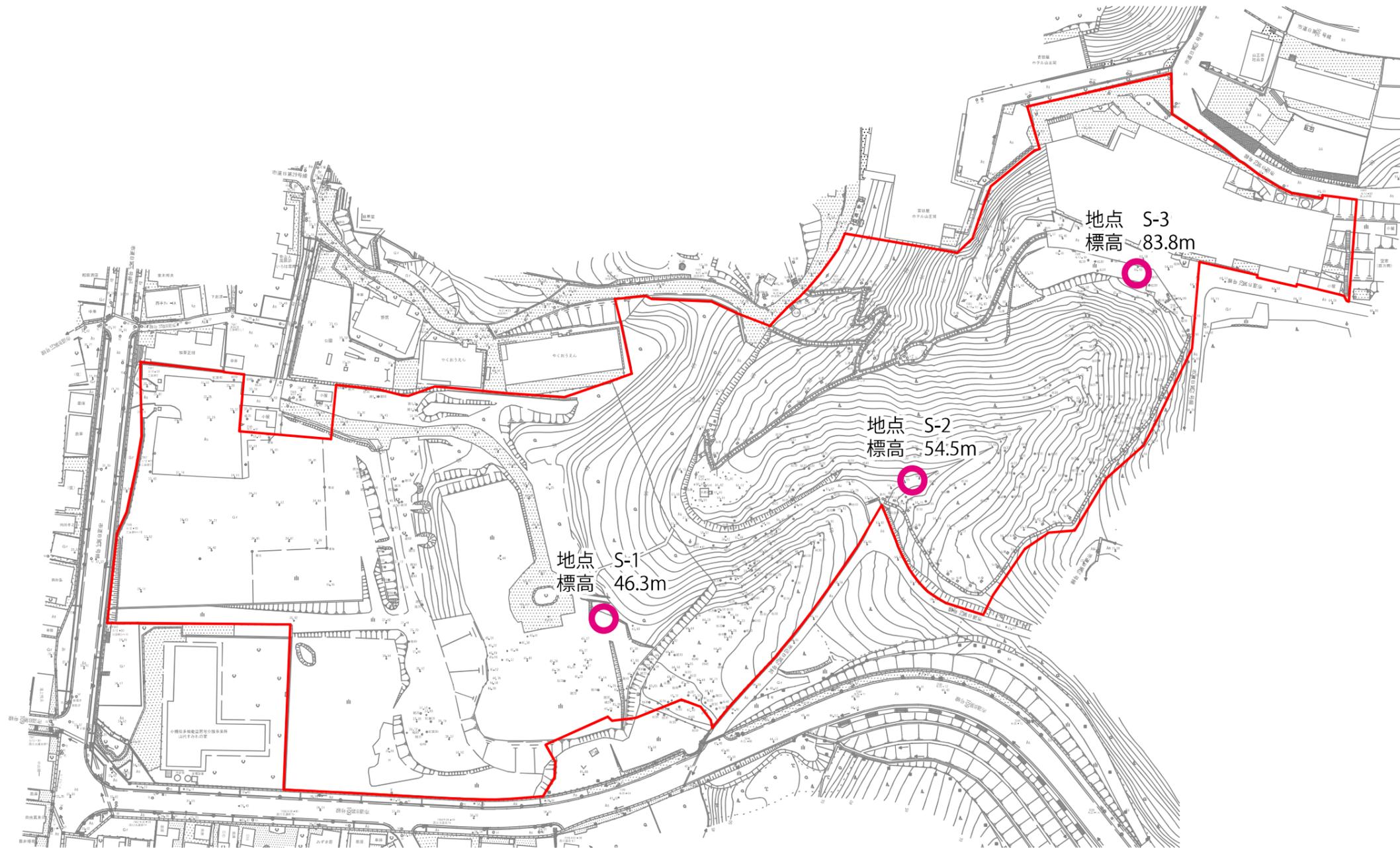
令和 3 年 3 月 25 日

場所 河川課

件名	(仮称)萬松園公園整備事業		
事業主体	加賀市		
協議概要 (計画概要)	1 関連河川	排水路～大聖寺川 / 排水路～市瀬川 ～殿	前回打合せメモ
	2 協議場所	加賀市山代温泉	
	3 開発面積	A=4.27 ha (うち協議対象面積 3.56 ha)	
	4 都市計画指定	非線引 (一種住居、風致地区)	
	5 土地利用計画	<input type="checkbox"/> 都市、 <input type="checkbox"/> 農業、 <input type="checkbox"/> 山林	
	6 他の許可	<input type="checkbox"/> 都計法、 <input type="checkbox"/> 農地法、	
	7 現況地目		
	8 工期		
協議結果	1. 概要 加賀市山代温泉 における公園整備に伴う雨水排水対策協議。		
	2. 諸元		
	規模 P: 1/50		
		A流域	B流域
	比流量 q (M ³ /s/km ²)	4.41	7.81
	集水面積 A ₁ (ha)	3.150	0.41 (*)
	直接放水面積 A ₂ (ha)	0	0
	(*) B流域のうち、工地の改変がない範囲は開発面積外として除外。 ただし、開発計画の変更により、工地の改変が生じた場合は、 再協議とする。		
	以降、対策内容については再協議とする。		
	[再協議]		
出席者	協議者	加賀市 建設部 都市計画課 中川 大裕	
	河川課	大平	

参考資料 7 (土質調査)

スクリーウエイト貫入試験 調査地点



調査件名 (仮称) 萬松園公園整備に関する公募設置等指針作成業務

試験年月日 2021. 6. 30

地点番号 (地盤高) S-1

(GH 46.30m)

試験者 豊田, 大萩

載荷装置の種類		重りによる載荷		回転装置の種類		人力による	天候	晴れ
荷重 W_{sw} N	半回転数 N_a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 N_{sw}	記 事	深さ m	荷重 W_{sw} N	貫入量 1 m 当りの半回転数 N_{sw}
250.00	0	0.23	23	0	ユックリ自沈	0.00	250	0
500.00	0	0.26	3	0	ユックリ自沈	0.23	500	0
750.00	0	0.27	1	0	ユックリ自沈	0.26	750	0
1000.00	0	0.33	6	0	ユックリ自沈	0.27	1000	0
1000.00	6	0.50	17	35	無音	0.33	1000	35
1000.00	50	0.72	22	227	無音	0.50	1000	227
1000.00	30	0.75	3	1000	無音	0.72	1000	1000
1000.00	50	0.77	2	2500	無音	0.75	1000	2500
						0.77		
						1.00		
						1.50		
						2.00		
						2.50		
						3.00		
						3.50		
						4.00		
						4.50		
						5.00		
						5.50		
						6.00		
						6.50		
						7.00		
						7.50		
						8.00		
						8.50		
						9.00		
						9.50		
						10.00		
						10.50		

特記事項

[1 kN ≒ 102 kgf]

スウェーデン式サウンディング試験

調 査 名		(仮称) 萬松園公園整備に関する公募設置等指針作成業務					測 点 番 号								
サウンディング孔名		S-1	調 査 地 点		加賀市山代温泉3区外3町地内			年 月 日		2021 年 6 月 30 日					
標 高		GH 46.30m		最 終 貫 入 深 さ		0.77m			試 験 者		豊田, 大萩				
水 位		m		天 候		晴れ			試 験 方 法		スウェーデン式サウンディング試験				
荷 重 W _{sw} (KN)	半 回 数 N _a	貫入深さ D (m)	貫入量 L (cm)	1m当りの 半回転数 N _{sw}	記 事			推 定 柱 状 図	荷 重 W _{sw} (KN)					換 算 値 N _c	許容支力 q _a
					音感・感触	貫入状況	地質記号		0	0.25	0.5	0.75	10		
0.25	0	0.23	23	0		ユックリ自沈	C						0.8	1.9	
0.50	0	0.26	3	0		ユックリ自沈							1.5	7.5	
0.75	0	0.27	1	0		ユックリ自沈							2.3	16.9	
1.00	0	0.33	6	0		ユックリ自沈							3.0	30.0	
1.00	6	0.50	17	35									4.8	51.0	
1.00	50	0.72	22	227									14.4	166.2	
1.00	30	0.75	3	1000									53.0	630.0	
1.00	50	0.77	2	2500									128.0	1530.0	

調査件名 (仮称) 萬松園公園整備に関する公募設置等指針作成業務

試験年月日 2021. 6. 30

地点番号 (地盤高) S-2

(GH 54.50m)

試験者 豊田, 大萩

載荷装置の種類		重りによる載荷		回転装置の種類		人力による		天候		晴れ	
荷重 W_{sw} N	半回転数 N_a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 $N_{s.w}$	記 事	深さ m	荷重 W_{sw} N	貫入量 1 m 当りの半回転数 N_{sw}			
							0 250 500 750 0 50 100 200 300 400 600				
1000.00	0	0.40	40	0	ユックリ自沈						
1000.00	4	0.50	10	40	無音	0.50					
1000.00	7	0.75	25	28	無音						
1000.00	0	1.00	25	0	ユックリ自沈	1.00					
1000.00	0	1.50	50	0	ユックリ自沈						
750.00	0	2.00	50	0	ユックリ自沈	1.50					
1000.00	0	2.50	50	0	ユックリ自沈						
1000.00	9	2.75	25	36	無音	2.00					
1000.00	14	3.00	25	56	無音						
1000.00	22	3.25	25	88	無音	2.50					
1000.00	50	3.47	22	227	無音						
1000.00	9	3.50	3	300	無音	3.00					
1000.00	50	3.67	17	294	無音						
						3.50					
						4.00					
						4.50					
						5.00					
						5.50					
						6.00					
						6.50					
						7.00					
						7.50					
						8.00					
						8.50					
						9.00					
						9.50					
						10.00					
						10.50					

特記事項

[1 kN ≒ 102 kgf]

スウェーデン式サウンディング試験

調査名		(仮称) 萬松園公園整備に関する公募設置等指針作成業務				測点番号														
サウンディング孔名		S-2	調査地点		加賀市山代温泉3区外3町地内		年月日		2021年6月30日											
標高		GH 54.50m		最終貫入深さ		3.67m		試験者		豊田, 大萩										
水位		m		天候		晴れ		試験方法		スウェーデン式サウンディング試験										
荷重 W _{sw} (KN)	半回転 N _a	貫入深さ D (m)	貫入量 L (cm)	1m当りの半回転数 N _{sw}	記事			推定 柱状図	荷重 W _{sw} (KN)					貫入量1m当りの半回転数 N _{sw}					換算 値 N _c	許容支持力 q _a
					音感・感触	貫入状況	地質記号		0	0.25	0.5	0.75	10	50	100	200	300	500		
1.00	0	0.40	40	0		ユックリ自沈	C											3.0	30.0	
1.00	4	0.50	10	40														5.0	54.0	
1.00	7	0.75	25	28														4.4	46.8	
1.00	0	1.00	25	0		ユックリ自沈												3.0	30.0	
1.00	0	1.50	50	0		ユックリ自沈												3.0	30.0	
0.75	0	2.00	50	0		ユックリ自沈												2.3	16.9	
1.00	0	2.50	50	0		ユックリ自沈												3.0	30.0	
1.00	9	2.75	25	36														4.8	51.6	
1.00	14	3.00	25	56														5.8	63.6	
1.00	22	3.25	25	88														7.4	82.8	
1.00	50	3.47	22	227														14.4	166.2	
1.00	9	3.50	3	300														18.0	210.0	
1.00	50	3.67	17	294														17.7	206.4	

調査件名 (仮称) 萬松園公園整備に関する公募設置等指針作成業務

試験年月日 2021. 7. 1

地点番号 (地盤高) S-3

(GH 83.80m)

試験者 豊田, 大萩

載荷装置の種類		重りによる載荷		回転装置の種類		人力による		天候		晴れ	
荷重 W_{sw} N	半回転数 N_a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 N_{sw}	記 事	深さ m	荷重 W_{sw} N	貫入量 1 m 当りの半回転数 N_{sw}			
							0 250 500 750	0 50 100 200 300 400 600			
1000.00	1	0.25	25	4	無音						
1000.00	1	0.50	25	4	無音						
1000.00	0	0.55	5	0	ユックリ自沈	0.50					
1000.00	2	0.75	20	10	無音						
1000.00	5	1.00	25	20	無音						
1000.00	14	1.25	25	56	無音						
1000.00	50	1.46	21	238	無音						
1000.00	15	1.50	4	375	無音						
1000.00	50	1.70	20	250	無音						
						2.00					
						2.50					
						3.00					
						3.50					
						4.00					
						4.50					
						5.00					
						5.50					
						6.00					
						6.50					
						7.00					
						7.50					
						8.00					
						8.50					
						9.00					
						9.50					
						10.00					
						10.50					

特記事項

[1 kN ≒ 102 kgf]

参考資料 8 (赤松林の再生活動)

2022.01.28.

「(仮称)萬松園公園整備事業」に係る萬松園再生プロジェクトの指針について 概要版(案)

萬松園再生プロジェクト実行委員会

1. 「(仮称)萬松園公園整備事業」に対する「萬松園再生プロジェクト」の立ち位置

- 萬松園再生プロジェクトは、「山代の文化を紡ぐ山背の山をみんなで再生する」ことを目指しています。様々な地域住民が協働で環境づくりや有効活用を実践し、2018年から取り組んでいます。
* 詳しくは、萬松園再生プロジェクトに関するリーフレット(暫定版)をご覧ください。
- 加賀市が公表する「公募設置等指針(案)概要版」の「第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項」「2. 特定公園施設の建設に関する事項」において、萬松園再生プロジェクトとの連携について記されています。本指針は、整備事業との調和、連携に向けて、萬松園再生プロジェクトの立ち位置を示すものです。こちらを基に各団体と議論を行ってコラボレーションを進め、相乗効果的に、波及力を持って、より良い萬松園の再生に繋げることを期待しています。
- 本指針は暫定版であり、今後さらに萬松園再生プロジェクトでブラッシュアップしていくとともに、他団体との協議を通じてより良いものへと改善していくことを想定しています。

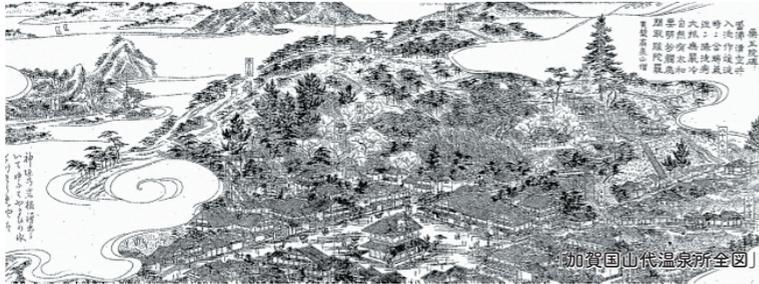
2. 萬松園再生プロジェクトの活動の方向性及び整備事業に期待することについて

- これまでの「環境を守る／育てる」「冒険する／探求する」「愛でる／戴く」の取り組みを継続していきます。貴団体との協力・協働の中でさらなる活動の発展を進めて参ります。
- アカマツ林の再生エリアを現在の石塔付近を起点として、少しずつ尾根伝いに広げていくことを予定しています。雑木の刈り取りを定期的に行い、実生のアカマツを育成していくとともに抵抗マツの植樹などを進めていきます。5年間で頂上付近までアカマツ林を再生していくことを目標としており、アカマツ林の環境マネジメントについて整備事業及びその管理運営と一体的に進めていくことを期待しています。
- 尾根がアカマツ林へと変わっていくことで、見通しや日照などの環境や景観が改善され、萬松園の来訪者の増加が見込まれ、散策や施設利用もさらに広がるのが考えられます。アカマツ林の景観と調和し、景観を楽しむことのできる設えを期待しています。
- 特定公園施設においては、アカマツ林の維持管理や萬松園の利活用を促進する「ワークショップスペース」「倉庫」等が一体的に整備がなされることを期待します。これらの空間については、屋内外が緩やかに連続し、使い勝手への配慮等がなされていることを期待します。
- 利活用の1つにはこっさめしなどの火を使用するものが考えられ、萬松園の利活用の幅がさらに広がるよう、火が使用可能な空間も合わせて整備がなされることを期待します。
- 多目的広場や特定公園施設等からアカマツ林再生エリアへと繋がる遊歩道が、アカマツ林の維持管理や利活用の主要動線になることが考えられます。リアカーなどの移動が可能な遊歩道であるとともに、これらの動線の近くに落ち葉コンポストや枝・薪置き場などが配置されることを期待します。

プロジェクトの概要

山代温泉の総湯・湯の曲輪に寄り添い、開湯 1300 年の歴史・文化とともにある里山「萬松園」。しかし、いまはあまり手入れがされず、荒廃してしまい、とてももったいない状況でした。

そこで、山代の文化を紡ぐ萬松園をみんなで再生していく運動を立ち上げました。「萬松園を暮らしの豊かさに繋げる」ことを目指し、自分たちの手で環境づくりや有効活用を実践していきます。



これまでの主な活動

「調査・フィールドワーク」「アクション」「ビジョン」「報告会・ワークショップ」に取り組んでいます。

「できることから少しずつ実験すること」と「長期的な視点で将来像を描くこと」の2つの視点から活動を進めています。



2018 ● 萬松園再生プロジェクト立ち上げ
● フィールドワーク／ヒアリング

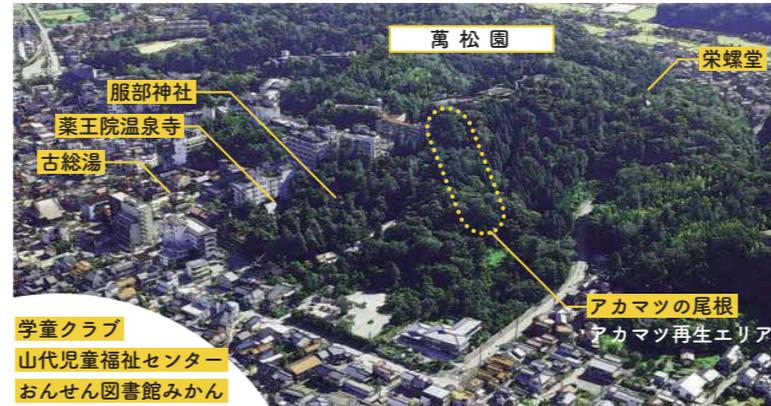
2019 ● 薬師山探検隊 2019 by 山代まちこや
● 「萬松園ランドデザイン山背復権」提案
(東京大学・卒業制作)

2020 ● 萬松園再生プロジェクト活動報告会
● 「萬松園全体活用構想」(加賀市)

2021~ ● 萬松園探検隊
● アカマツ林再生エリアの手入れ



主な活動エリア



マスメディア

北國新聞

- 2019.12.30.『萬松園再生へ 東大生が構想 魅力、歴史聞き取り』
- 2020.10.23.『萬松園活性化 東大院生が提案 廃業旅館改修、交流拠点に』
- 2021.06.20.『萬松園再生へ アカマツ植樹 山代温泉で東大院生と住民』
- 2021.07.17.『萬松園再生へ育成 山代小児童 アカマツの名付け親に』
- 2021.08.31.『地図つくって自然学ぶ 東大院生、児童が取り組む』

テレビ金沢

- 2021.06.20.『山代温泉の名所で アカマツの保全活動』
- 2021.12.01.『特集「美しき森へ」 温泉地のアカマツ林再生へ』



協力 山代温泉・加賀市の皆様
山代温泉まちづくり推進協議会

後援 加賀市
加賀市教育委員会

加PLUS KAGA
CREATING FUTURE LOCAL PROJECTS WITH STUDENTS

助成 公益財団法人 あくるめ

発行日 2022.01.28. (暫定版)

制作 萬松園再生プロジェクト

山代温泉の地域住民や温泉客とともに、年齢や所属、立場などの垣根を超えた、ゆるやかなチームをつくっていきます。

Instagram / Facebook
<https://www.instagram.com/banshoen.redesign.pj>
<https://www.facebook.com/banshoen.redesign.pj>



萬松園再生プロジェクト

山背の文化を紡ぐ山背の山をみんなで再生する

暫定版



取り組み①

環境を守る／育てる

アカマツ林の再生や
安心・安全な森づくりに
取り組みます。

.....

定期的な 手入れ／ マツの育成

草刈りや雑木の伐採、
抵抗マツの植え付けなど、
アカマツ林再生エリアの環境を守ります。



ネイチャービンゴ

お題として示された植物や生きものを
五感を研ぎ澄ませて見つけ出し、
自然との触れ合い方を
体得します。



こっさめしを炊こう

集めたこっさでご飯を炊いて
青空の下でいただきます。
みんなで行くこっさかきが
アカマツ再生エリアの
林床の整備にも
繋がります。

取り組み③

愛でる／ いただく

自然を身近なものに活かし、
恵みをありがたくいただき、
自然を大切にします。

.....

巣箱の 制作と設置

マツノマダラカミキリを
捕食するアカゲラを
萬松園に招いて、
松枯れの防止や
生態系の回復に
取り組みます。



石仏さがし／ 石仏くらべ

八十八ヶ所石仏などを巡って、
萬松園や山代温泉の歴史や文化を
紐解きます。



スケッチ

萬松園で見つけた
お気に入りの花や
風景を描きます。



萬松園で草木染め／ スワッグづくり

材料採取ツアーに出かけ、
萬松園の枝や葉、実などを用いて、
草木染めやスワッグづくりを行います。



取り組み②

冒険する／ 探求する

自然・文化・歴史とともに
子どもたちが遊び・学ぶ
機会を創ります。

.....



ピクニック

萬松園のみどりに囲まれて
心地よい木陰やそよ風の
中でいただくお弁当は
格別です。

活動に必要なものの制作

チラシやポスター、看板の制作などしており、
プログラムの告知や案内を行います。



しいのみ拾い／ 笹茶・松葉茶

しいのみを拾い炒って食べたり、
手入れで出てきた笹や松の新芽から
笹茶・松葉茶を作ったりします。

参考資料 9 (仮称) 萬松園公園指定管理仕様書

(仮称) 萬松園公園指定管理者の仕様書

(仮称) 萬松園公園 (以下「本公園」という。)の指定管理者が行う業務の内容、その範囲及び履行方法については、この仕様書に定めるものとする。

1 基本的事項

(1) 施設の管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、本公園を管理するにあたり、次に掲げる項目に沿って管理を行うこと。

- ア 本公園は、広域観光の拠点となる施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- イ 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映し、サービスの向上を図ること。
- ウ 個人情報の保護を徹底すること。
- エ 効率的かつ効果的な管理を行うこと。
- オ 公平な運営を行うこととし、特定の個人や団体等に有利あるいは不利となる運営をしないこと。

(2) 施設の概要

ア 名称

(仮称) 萬松園公園

イ 所在地

加賀市山代温泉 3 区外 2 町地内

ウ 規模

- (ア) 敷地面積 約 3.7ha
- (イ) 施設概要 体験学習施設 ○○㎡
広場 ○○㎡
園路 ○○㎡
駐車場 ○○㎡
管理事務所 ○○㎡

※提案により面積変動

(3) 体験学習施設開館時間等

ア 開館時間

午前 10 時から午後 6 時 (※) までとする。ただし、指定管理者の申請により市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

イ 休館日

1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日 (※) までとする。

ただし、指定管理者の申請により、市長が必要と認めるときは、臨時に営業し、又は休業することができる。

(4) 組織及び人員配置

- ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置すること。
- イ 責任者を1名配置し、職員の勤務形態は施設の管理運営に支障がないよう定めること。
- ウ 受付業務には常時1名以上配置すること。
- エ 職員に対して施設の運営に必要な研修を実施すること。
- オ 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

(※) 提案いただき、協議により決定

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用に関する業務
 - ア 施設の利用申込みの受付、利用の許可及び利用料の徴収
 - イ 附帯設備の管理、操作説明等の業務
- (2) 施設の受付・案内業務
 - ア 施設利用の受付案内業務
 - イ 郵便等の受付
 - ウ その他受付業務に関連する業務
- (3) 施設等の維持管理及び修繕
 - ア 日常清掃（施設内及び駐車場等における日常的に必要な清掃業務）
 - イ 定期清掃（ガラス清掃、除草など定期的に必要な清掃業務）
 - ウ 設備の保守点検業務（保守点検等に係る詳細は別表1のとおりとする。）
 - エ 施設内の機器類の保守点検
 - オ 備品の管理
 - カ 施設の小破修繕
- (4) 施設内への自動販売機等の設置及び維持管理業務
- (5) 管理に関する経理業務
 - ア 維持管理経費（光熱水費等）及び通信運搬費（電話料）の支払い業務
 - イ 市からの指定管理料経費
 - ウ その他施設管理運営に必要となる経理業務
- (6) 総合的な管理に関する業務
 - ア 防火・防災に関する防災計画の作成、訓練の実施
 - イ 防犯対策の実施
 - ウ 防火管理者の配置
 - エ 地域・住民との連携
 - オ 災害時における避難所としての管理
- (7) 利用者サービス提供事業に関する業務（自主事業等）

(8) 指定管理者が行うモニタリング

公の施設を管理運営する者として、指定管理者が自ら進んで行う。指定管理者が、定期的に利用者の満足度調査、アンケート調査等を実施し、利用者からの苦情・要望等を把握し、施設の管理に関する問題点等について改善を行うこと。ただし、当該調査等の実施については、事前に市と協議を行うとともに、実施結果についても市に報告すること。

(9) その他必要な業務

ア 視察の対応

- (ア) 各種統計等資料の作成、調査、管理業務の実施状況の回答
- (イ) その他施設の管理に必要と認められる業務

3 指定期間

開園日から令和24年3月31日までとする。

4 法令等の遵守

本公園の管理にあたっては、本仕様書のほか次の各項に掲げる法令、またその他管理運営に適用される法令に基づくものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年加賀市条例第71号）
- (4) 加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年加賀市規則第39号）
- (5) 加賀市都市公園条例（平成17年加賀市条例第190号）
- (6) 加賀市都市公園条例施行規則（平成17年加賀市規則第147号）
- (7) 加賀市行政財産使用料条例（平成17年加賀市条例第81号）
- (8) 加賀市個人情報保護条例（平成17年加賀市条例第17号）
- (9) 加賀市個人情報保護条例施行規則（平成17年加賀市規則第15号）
- (10) 加賀市暴力団排除条例（平成24年加賀市条例第1号）
- (11) 加賀市情報公開条例（平成17年加賀市条例第16号）
- (12) 加賀市公の施設共通使用料条例（平成17年加賀市条例第82号）
- (13) 加賀市公の施設の使用料に関する運用規則（平成17年加賀市規則第49号）
- (14) 加賀市情報セキュリティに関する規程（令和3年4月30日訓令・教育委員会訓令・選挙管理委員会訓令・監査委員訓令・公平委員会訓令・農業委員会訓令・固定資産評価審査委員会訓令・病院事業訓令・消防本部訓令・議会訓令第1号）他加賀市情報セキュリティ対策基準及び実施手順

本協定期間中に上記に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

5 個人情報の保護

指定管理者は、加賀市個人情報保護条例(平成 17 年加賀市条例第 17 号)の規定により本公園の管理を行うにあたって取り扱う個人情報については、適正な取り扱いの義務が課せられる。

6 管理経費等について

本公園の管理経費は、利用料金収入及び指定管理料並びにその他収入による。

(1) 収入について

ア 利用料金収入（都市公園条例に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。）

イ 指定管理料

加賀市は、必要と認める管理経費に相当する金額を指定管理料として支払うものとする。ただし、当該年度の予算額を限度とする。

加賀市都市公園条で定める利用料金の額を、消費税率の引上げや使用料の見直し等に伴い、改定する方針を市が定めた場合には、改定後の利用料金で積算した収入に基づき、改めて協議することとする。

ウ その他の収入

(ア) 自主事業の展開による収入（例：イベント等の参加料、物品等の販売収入等）

(イ) 市の主催、共催事業、また政策的理由から利用料金を減免とした分については、指定管理者より請求があり、市長が必要と認めた場合は減免対象相当分を支払うものとする。

(2) 支出について

ア 管理経費

本公園の管理に係る全ての費用は、指定管理料、利用料金並びにその他の収入をもって充てるものとする。

イ その他の経費

(ア) 1 件あたり 10 万円未満の施設及び備品の修繕（博物館、美術館等にある美術品等を除く）は、指定管理者の負担とする。

ただし、1 件あたり 10 万円以上の修繕費が見込まれる場合は、加賀市及び指定管理者との間で協議のうえ決定する。

(イ) 施設の設置目的の効果を増す工事費等は、原則として、全額、市の負担とする。ただし、発注方法等については、市と指定管理者の間で協議のうえ決定する。

(ウ) 施設の行政財産の目的外使用は、市が加賀市行政財産使用料条例に基づき使用料を徴収する。

7 指定期間終了にあたっての引継業務

指定期間終了時には、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本公園の業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

8 物品等の帰属等

(1) 現に使用中の市所有の備品等については、無償で貸与する。

- (2) 指定管理者は、備品等を善良な管理者の注意義務をもって保管し、又は使用し、管理すること。
- (3) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、加賀市財務規則（平成 17 年加賀市規則第 35 号）及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理するものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳等を備えて、その保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告するものとする。
- (4) 施設の管理及び業務を行う上で必要であり、指定管理者が指定期間中に、市が指示又は市が了承したうえで、指定管理料により購入した物品については、基本的に市の所有に属するものとする。

9 留意事項

(1) 業務を実施するにあたっての留意事項

- ア 加賀市内にある他の市民利用施設との連携を図った運営を行うこと。
- イ 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- ウ 加賀市の指定管理者制度の基本的な考え方や標準的な手続きについては、加賀市指定管理者制度運用ガイドラインを参照すること。
- エ 各種規定がない場合は、市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- オ 災害時には地域防災に関わる施設としての役割を果たすこと。また利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるものとし、地震などの災害や事件などの危機事象発生時においては、加賀市をはじめ、警察・消防・自衛隊等と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立すること。
- カ その他、仕様書に記載のない事項については市と協議を行うこと。

(2) 業務報告及び事業報告の提出

- ア 下記の内容について、協定期間の事業終了後 30 日以内に、事業報告書を提出すること。ただし、(ウ)・(エ)・(オ)の事業報告書を毎月終了後、翌月の 10 日までに、(カ)については、四半期終了後 30 日以内に事業報告書を提出すること。
 - (ア) 管理運営の体制
 - (イ) 管理業務の実施状況
 - (ウ) 利用者数（減免者数含む）の実績
 - (エ) 使用拒否の件数と理由
 - (オ) 利用料金の収入の状況
 - (カ) 管理に係る経費の収支状況
- イ 必要に応じ、上記アからカ以外について報告を求めることがある。
- ウ 指定管理者より提出された業務及び事業報告書その他の書類は、加賀市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるほか、市が必要と認めた場合は、その全部又は一部を公表する。

(3) 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、加賀市役所都市計画課（施設担当課）に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要する場合、又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるものとする。

(4) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことができるものとする。

(5) 市が行うモニタリング

ア 定期モニタリング

指定管理者が提出する月毎や四半期毎などの定期報告に対し、問題点や改善点等がないかチェックするために定期モニタリングを行う。具体的な実施方法については、各施設の特性に合わせて適宜所管課において調整する。

イ 随時モニタリング

確認された問題や、突発的に施設で発生した問題点、施設・設備の破損・紛失状況等の確認、市民からの苦情等を解決するためなど、実地調査等をその都度行う。

(6) 指定管理者の評価の実施

市は、指定管理者の評価を実施し、業務の改善や更なる工夫につなげ、施設の管理運営に活かす。適切なサービス水準が達成されたか、どのような問題があったかなど、「市民にサービスを提供する」という視点から検証を行ない、改善、是正の手段をとる。また、評価内容・結果については、市は公開できるものとする。

(7) その他

ア 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

また、施設内に設定された AED（自動体外式除細動器）の運用に支障がないよう管理を行い、職員に研修を受けさせるなど、利用者の救命に係る適切な措置を講じること。

(ア) 個人情報保護の体制をとり、徹底を図ること。

(イ) 地域住民・利用者の意見等を施設の運営に取り入れるよう努めること。

(ウ) アンケート調査や意見箱の設置など、利用者のニーズの把握に努め、要望・不平等の把握とその対応策について、月毎に集計し翌月の末日までに報告すること。

(エ) 広報かがの「施設ガイド」欄等への施設の周知記事は、無料で掲載することができる。ただし、編集・掲載の可否等全ての掲載に関する権限は、市広報担当課が有する。

10 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、指定管理者と市が協議して定めるものとする。

別表1 (仮称) 萬松園公園管理保守点検業務

項 目	必要管理事項	頻 度
園内清掃	日常的に整理・整頓等 定期的な清掃	一日1回以上巡回し随時
トイレ清掃	日常的に整理・整頓等 定期的な清掃	一日1回以上点検し随時
電気設備	日常保守管理定期点検	一日1回以上
消防設備	日常保守管理定期点検	年2回以上
空調、冷蔵・冷凍機器	日常保守管理定期点検	年4回以上 ※「フロン排出抑制法」に基づき実施すること
自家用工作物	日常保守管理定期点検	年1回以上
害虫駆除	日常保守管理定期点検	必要に応じて随時
植栽管理	日常保守管理除草 剪定・雪吊り設置及び撤去	来園者の動線を考え、以下のとおり管理 方法に強弱をつける。 ①来園者が頻繁に立ち入る場所や、景観 上重要な部分については年4回以上 ②園路周辺など来園者の立ち入りはな いが、景観的に植栽管理を行う必要があ る部分については1年に1回以上 ③来園者の立入らない部分については、 3年に1回以上 ①～③の区域を施設提案とともに提案 頂き、具体的な実施に際しては当市と協 議の上決定する。
芝生管理	日常保守管理除草	芝刈り年4回以上 殺虫剤散布 年1回以上 施肥 年2回以上 目土かけ 年1回以上 ブラッシング 年1回以上 エアレーション 年1回以上 除草 年3回以上 散水作業酷暑日随時
遊戯施設	日常保守管理定期点検	日常及び年1回以上の定期的な点検
駐車場	日常的に整理・整頓等 定期的な清掃	一日1回以上巡回し随時
浄化槽	日常保守管理定期点検	年4回以上
一般廃棄物(ごみ)	一般廃棄物(ごみ)処理	必要に応じて随時
小破修繕	照明装置の維持・交換 その他施設の修繕	必要に応じて随時